

整理番号

10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年4月4日

支出額

56,220 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所家賃 5月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会

狭山支部

支払先

口座名義 中川 浩

06-4-4 振込8

★70,000

06-4-4 為替手数料

★275 フリコミ テスウリヨウ

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060404	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01180005	000000	000000
お取引金額		お振り込み
*****		¥70,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	*****
13.00	振込手数料	★275*

お振込先 お受取人 ご依頼人
ナカガワ ヒロシ様

事務所家賃 5月分として

$$(70,000 \text{ 円} + \text{④} 275 \text{ 円}) \times 80\% = 56,220 \text{ 円}$$

場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	敷金	受領済 210,000 円	更新手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	担保	連帯保証人		

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			
詳細				

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年4月30日

支出額

7398 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所 駐車場(月極)賃料 5月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会 狭山支部

支払先(株)オリコフォレントインシュア

口座名義

中川 浩

06-430 口座振替 3 |

*8220 | 千円ヨウ

事務所 駐車場(月極)
賃料として
5月分 $(8000円 + 8220円) \times 90\%$ $= 7398円$

(本人・事務員用)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）使用契約書

所在地	埼玉県狭山市入間川1533-1		
名 称	月極有料No.179駐車場	<179>	No. XXXXXXXXXX
車 種	/	色	プレートナンバー
使用料	月 額 8,000 円		
契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日までの 1 年間		
敷 金	金 ***** (無利息の約定)		使用料の**ヶ月分
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振 込 先	
	☒ 口座振替	保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア ※保証会社の支払い方法に準ずる
	☐ 持 参 払	持 参 先	

上記に基づき貸主を甲とし借主を乙とし、下記条件を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は本契約書記載のとおりとする。但し、甲又は乙から期間満了一ヶ月前に何等の申し出がない時は、この契約は同一条件で1年間更新されるのとし以後も同様とする。（自動更新）
- 第2条 使用料の支払いは毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に翌月分を乙の指定する預金口座より口座振替にて支払うこと。また、振替にかかる支払手数料又は更新手数料等は乙の負担とする。
- 第3条 乙は駐車にあたって下記各号の事項を守らなければならない。
 ①駐車場の出入りを静かに行き、とくに早朝深夜においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 ②無用の長時間の排気ガスを拡散させないものとする。
 ③駐車場に物を置く又は廃棄しないこと及び危険物を持ち込まないこと。
 ④車を契約書の場所以外に置かないこと及び他の車の駐車位置を侵さないこと。
 ⑤隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で本契約書記載の車以外置いてはならない。尚、車種を変更する場合、事前に乙は甲に通知し、了解を得たうえで変更することができるものとする。又、賃借権の譲渡及転貸は絶対してはならない。
- 第5条 乙において下記各号の事由が生じたときは、甲は催告を要せず本契約を解約することができるものとし、その際は、乙は無償無条件にて、直ちに甲に明け渡すものとする。尚、明け渡しを乙がしなかった場合、甲の指定する者に車を搬出させることができ、搬出費保管費は乙の負担とし、その保管については、乙は一切の責を負うものとする。（本契約の終了の際も同様とする）
 ①使用料の支払を**ヶ月分たりとも滞納した場合。（保証会社への支払の場合も同様とする）
 ②近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき。
 ③駐車場の目的以外に使用した時、その他本契約に違反した時。
- 第6条 乙の車に駐車場で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災盗難等が発生しても甲及び仲介人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙の、駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の自動車が無断もしくは駐車違反したため、乙の使用が妨げられた場合においても同様とする。
- 第7条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲は乙に対し、契約期間中であっても乙の駐車位置を変更できるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第9条 駐車場の改良等又は近隣使用料との比較により使用料が不相当になったときは、契約期間中といえども、甲は乙に対して1ヶ月前の通知をもって使用料を改定することができる。なお、契約期間中に消費税率に変動があった場合、変動分は乙の負担とする。

- 第10条 契約期間中といえども、甲乙双方1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとし、その際は甲・乙双方相手方に何等異議を申し立てないものとする。尚、乙からの解約の場合、解約申し入れから期間満了日又は解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、解約申し入れ日以降1ヶ月分の使用料を支払うこととする。
- 第11条 本契約満了時或いは契約期間中における本契約解約の後においても、なおかつ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対し損害賠償として従前の使用料の2倍に相当する金額を支払わなければならない。
- 第12条 乙において本契約記載の住所、電話番号、勤務先等が変更になった場合は、直ちに甲の代理人（仲介人）に通知しなければならない。
- 第13条 甲及び乙は、自らが暴力団関係団体等の反社会的勢力でないこと並びにそれらとの直接の取引及び反社会的行為の協同を含む密接な交際が無いことを誓約する。甲または乙がかかる誓約に違反した場合には、相手方当事者は違反当事者に対して何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。この場合、本契約を解約した当事者は、当該解約に関して相手方当事者に対して何ら損害賠償責任を負わない。
- 第14条 （協議）甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第15条 （特約条項）
- ・乙からの申し出による駐車位置の変更はできないものとする。
 - ・乙が保管場所使用承諾書を必要とするときは、仲介人が保管場所使用承諾証明書を代理発行するものとし（貸主が（株）ヤマト地所の場合は、貸主自身）、乙は手数料として金1,000円（税込）を支払うものとする。但し、使用料の支払状況等甲の判断によりこれを拒否することができるものとする。
 - ・乙は次回更新時（ ）を仲介人に支払うこととする。
 - ・乙は家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - ・乙は本契約時、礼金として 金 8,000 円也 を支払うものとする。
 - ・乙は本契約締結時、仲介手数料として 金 8,800円也（消費税込）を仲介人に支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書式通作成し各々を保有する。

2024 年 1 月 29 日

甲・貸主 (320)	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
乙・借主	住 所	[REDACTED]	
	フリガナ	チカ カツ	
	氏 名	チカ カツ 浩	
	TEL	04 2936 8834	携帯 090 3310 9234
	勤務先名	埼玉県議会	勤務先TEL 048 822 5714
仲介人	氏 名	株式会社 ヤマト地所 代表取締役 国田 弘美	
	住 所	埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1 プラザ新狭山1階B型101	
	TEL	04-2952-1558	
	免許証番号	埼玉県知事(10)第11375号	
保証会社	保証会社名	株式会社オリコフォレントインシュア	
	事務所所在地	東京都港区芝浦4-9-25	

整理番号

7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年5月9日

支出額

56,220 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所家賃 6月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会 狭山支部

支払先

口座名義 中川 浩

06-5-9 振込8

★70,000

06-5-9 為替手数料

★275 | フリコミ テスウリヨウ

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ちください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060509	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02130005	***	***
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	

特別	14.38	振込手数料
		★275*
お振り込み・お受取人 ご依頼人		
ナカガワ ヒロシ様		

事務所家賃 6月分として

$$(70,000円 + ⑦275円) \times 80\% = 56,220円$$

と。
ない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤
と、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

☐ 住居 ☒ 事業用 ☒ 貸室 ☐ 建物 ☐ 新規 ☒ 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

29

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】									
	1: 調査研究費		2: グループ活動費							
	【広聴・広報活動費】									
	3: 広聴費		4: 要請・陳情等活動費			5: 広報費				
	【経常的経費】									
	6: 人件費		⑦: 事務所費		8: 事務費		9: 資料購入・作成費		10: 交通費	

支出年月日	令和6年5月27日	支出額	7,398 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 駐車場(月極)賃料 6月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	--

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先(株)オリコフォレントインシア
---------	--------------	--------------------

口座名義
中川 浩

06-527 口座振替 3

*8220 | チンリョウ

事務所 駐車場(月極)
賃料 として
6月分

1ヶ月 8,000円 手数料 220円

$$(8,000円 + 220円) \times 90\% = 7,398円$$

(本人・事務員用)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）使用契約書

所在地	埼玉県狭山市入間川1533-1		
名 称	月極有料No.179駐車場	<179>	No. XXXXXXXXXX
車 種	/	色	プレートナンバー
使用料	月 額 8,000 円		
契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日までの 1 年間		
敷 金	金 *****	(無利息の約定) 使用料の**ヶ月分	
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振 込 先	
	☒ 口座振替	保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア ※保証会社の支払い方法に準ずる
	☐ 持 参 払	持 参 先	

上記に基づき貸主を甲とし借主を乙とし、下記条件を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は本契約書記載のとおりとする。但し、甲又は乙から期間満了一ヶ月前に何等の申し出がない時は、この契約は同一条件で1年間更新されるものとし以後も同様とする。（自動更新）
- 第2条 使用料の支払いは毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に翌月分を乙の指定する預金口座より口座振替にて支払うこと。また、振替にかかる支払手数料又は更新手数料等は乙の負担とする。
- 第3条 乙は駐車にあたって下記各号の事項を守らなければならない。
 ①駐車場の出入りを静かに行き、とくに早朝深夜においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 ②無用の長時間の排気ガスを拡散させないものとする。
 ③駐車場に物を置く又は廃棄しないこと及び危険物を持ち込まないこと。
 ④車を契約書の場所以外に置かないこと及び他の車の駐車位置を侵さないこと。
 ⑤隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で本契約書記載の車以外置いてはならない。尚、車種を変更する場合、事前に乙は甲に通知し、了解を得たうえで変更することができるものとする。又、賃借権の譲渡及転貸は絶対してはならない。
- 第5条 乙において下記各号の事由が生じたときは、甲は催告を要せず本契約を解約することができるものとし、その際は、乙は無償無条件にて、直ちに甲に明け渡すものとする。尚、明け渡しを乙がしなかった場合、甲の指定する者に車を搬出させることができ、搬出費保管費は乙の負担とし、その保管については、乙は一切の責を負うものとする。（本契約の終了の際も同様とする）
 ①使用料の支払を**ヶ月分たりとも滞納した場合。（保証会社への支払の場合も同様とする）
 ②近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき。
 ③駐車場の目的以外に使用した時、その他本契約に違反した時。
- 第6条 乙の車に駐車場で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災盗難等が発生しても甲及び仲介人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙の、駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の自動車が無断もしくは駐車違反したため、乙の使用が妨げられた場合においても同様とする。
- 第7条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲は乙に対し、契約期間中であっても乙の駐車位置を変更できるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第9条 駐車場の改良等又は近隣使用料との比較により使用料が不相当になったときは、契約期間中といえども、甲は乙に対して1ヶ月前の通知をもって使用料を改定することができる。なお、契約期間中に消費税率に変動があった場合、変動分は乙の負担とする。

- 第10条 契約期間中といえども、甲乙双方1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとし、その際は甲・乙双方相手方に何等異議を申し立てないものとする。尚、乙からの解約の場合、解約申し入れから期間満了日又は解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、解約申し入れ日以降1ヶ月分の使用料を支払うこととする。
- 第11条 本契約満了時或いは契約期間中における本契約解約の後においても、なおかつ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対し損害賠償として従前の使用料の2倍に相当する金額を支払わなければならない。
- 第12条 乙において本契約記載の住所、電話番号、勤務先等が変更になった場合は、直ちに甲の代理人（仲介人）に通知しなければならない。
- 第13条 甲及び乙は、自らが暴力団関係団体等の反社会的勢力でないこと並びにそれらとの直接の取引及び反社会的行為の協同を含む密接な交際が無いことを誓約する。甲または乙がかかる誓約に違反した場合には、相手方当事者は違反当事者に対して何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。この場合、本契約を解約した当事者は、当該解約に関して相手方当事者に対して何ら損害賠償責任を負わない。
- 第14条 （協議）甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第15条 （特約条項）
- ・乙からの申し出による駐車位置の変更はできないものとする。
 - ・乙が保管場所使用承諾書を必要とするときは、仲介人が保管場所使用承諾証明書を代理発行するものとし（貸主が（株）ヤマト地所の場合は、貸主自身）、乙は手数料として金1,000円（税込）を支払うものとする。但し、使用料の支払状況等甲の判断によりこれを拒否することができるものとする。
 - ・乙は次回更新時（ ）を仲介人に支払うこととする。
 - ・乙は家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - ・乙は本契約時、礼金として 金 8,000 円也 を支払うものとする。
- ・乙は本契約締結時、仲介手数料として 金 8,800円也（消費税込）を仲介人に支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書式通作成し各々を保有する。

2024 年 1 月 29 日

甲・貸主 (320)	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
乙・借主	住 所	[REDACTED]	
	フリガナ	サカカワ エリ	
	氏 名	伊 川 浩	
	TEL	04 2936 8834	携帯 090 3310 9234
仲介人	勤務先名	埼玉県議会	
	勤務先TEL	048 822 5714	
	氏 名	株式会社 ヤマト地所 代表取締役 国田 弘美	
	住 所	埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1 プラザ新狭山1階B型101	
保証会社	TEL	04-2952-1558	
	免許証番号	埼玉県知事(10)第11375号	
	保証会社名	株式会社オリコフォレントインシュア	
保証会社	事務所所在地	東京都港区芝浦4-9-25	

整理番号

3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年6月6日

支出額

56,220 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所 家賃 7月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会 狭山支部

支払先

口座名義
中川 浩事務所 家賃 7月分
として

06-6-6 振込8

★70,000

06-6-6 為替手数料

★275

フリコム テスウリヨウ

ご利用明細

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060606	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01410005	*****	*****
お取引金額		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	*****
時刻	振込手数料	おつり
14.21	¥275*	

お振込先・お受取人
ご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

$$(70,000円 + 275円) \times 80\%$$

$$= 56,220円$$

場合は、別紙を使用すること。
(すこと。)

※ 宛名が記載されていること(一部記載のない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	敷金	受領済 210,000 円	更新手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	担保	連帯保証人		

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所		
詳細			

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

27

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年6月27日

支出額

7398 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使途

事務所、駐車場(月極)賃料 7月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会 狭山支部

支払先 (株)オリコ フォレントインシア

口座名義

事務所 月極 駐車場 賃料

中川 浩

7月分として

06-627 口座振替 3 |

*8,220 | チンリヨウ

 $(8,000円 + 220円) \times 90\%$ $= 7,398円$

(本人・事務費用)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）使用契約書

所在地	埼玉県狭山市入間川1533-1		
名 称	月極有料No.179駐車場	<179>	No. XXXXXXXXXX
車 種	/	色	プレートナンバー
使用料	月 額 8,000 円		
契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日までの 1 年間		
敷 金	金 *****(無利息の約定)	使用料の**ヶ月分	
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振 込 先	
	☒ 口座振替	保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア ※保証会社の支払い方法に準ずる
	☐ 持 参 払	持 参 先	

上記に基づき貸主を甲とし借主を乙とし、下記条件を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は本契約書記載のとおりとする。但し、甲又は乙から期間満了一ヶ月前に何等の申し出がない時は、この契約は同一条件で1年間更新されるのとし以後も同様とする。（自動更新）
- 第2条 使用料の支払いは毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に翌月分を乙の指定する預金口座より口座振替にて支払うこと。また、振替にかかる支払手数料又は更新手数料等は乙の負担とする。
- 第3条 乙は駐車にあたって下記各号の事項を守らなければならない。
 ①駐車場の出入りを静かにし、とくに早朝深夜においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 ②無用の長時間の排気ガスを拡散させないものとする。
 ③駐車場に物を置く又は廃棄しないこと及び危険物を持ち込まないこと。
 ④車を契約書の場所以外に置かないこと及び他の車の駐車位置を侵さないこと。
 ⑤隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で本契約書記載の車以外置いてはならない。尚、車種を変更する場合、事前に乙は甲に通知し、了解を得たうえで変更することができるものとする。又、賃借権の譲渡及転貸は絶対してはならない。
- 第5条 乙において下記各号の事由が生じたときは、甲は催告を要せず本契約を解約することができるものとし、その際は、乙は無償無条件にて、直ちに甲に明け渡すものとする。尚、明け渡しを乙がしなかった場合、甲の指定する者に車を搬出させることができ、搬出費保管費は乙の負担とし、その保管については、乙は一切の責を負うものとする。（本契約の終了の際も同様とする）
 ①使用料の支払を**ヶ月分たりとも滞納した場合。（保証会社への支払の場合も同様とする）
 ②近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき。
 ③駐車場の目的以外に使用した時、その他本契約に違反した時。
- 第6条 乙の車に駐車場内で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災盗難等が発生しても甲及び仲介人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙の、駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の自動車が無断もしくは駐車違反したため、乙の使用が妨げられた場合においても同様とする。
- 第7条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲は乙に対し、契約期間中であっても乙の駐車位置を変更できるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第9条 駐車場の改良等又は近隣使用料との比較により使用料が不相当になったときは、契約期間中といえども、甲は乙に対して1ヶ月前の通知をもって使用料を改定することができる。なお、契約期間中に消費税率に変動があった場合、変動分は乙の負担とする。

- 第10条 契約期間中といえども、甲乙双方1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとし、その際は甲・乙双方相手方に何等異議を申し立てないものとする。尚、乙からの解約の場合、解約申し入れから期間満了日又は解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、解約申し入れ日以降1ヶ月分の使用料を支払うこととする。
- 第11条 本契約満了時或いは契約期間中における本契約解約の後においても、なおかつ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対し損害賠償として従前の使用料の2倍に相当する金額を支払わなければならない。
- 第12条 乙において本契約記載の住所、電話番号、勤務先等が変更になった場合は、直ちに甲の代理人（仲介人）に通知しなければならない。
- 第13条 甲及び乙は、自らが暴力団関係団体等の反社会的勢力でないこと並びにそれらとの直接の取引及び反社会的行為の協同を含む密接な交際が無いことを誓約する。甲または乙がかかる誓約に違反した場合には、相手方当事者は違反当事者に対して何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。この場合、本契約を解約した当事者は、当該解約に関して相手方当事者に対して何ら損害賠償責任を負わない。
- 第14条 （協議）甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第15条 （特約条項）
- 乙からの申し出による駐車位置の変更はできないものとする。
 - 乙が保管場所使用承諾書を必要とするときは、仲介人が保管場所使用承諾証明書を代理発行するものとし（貸主が（株）ヤマト地所の場合は、貸主自身）、乙は手数料として金1,000円（税込）を支払うものとする。但し、使用料の支払状況等甲の判断によりこれを拒否することができるものとする。
 - 乙は次回更新時 ）を仲介人に支払うこととする。
 - 乙は家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 乙は本契約時、礼金として 金 8,000 円也 を支払うものとする。
- ・ 乙は本契約締結時、仲介手数料として 金 8,800円也（消費税込）を仲介人に支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書式通作成し各々老通を保有する。

2024 年 1 月 29 日

甲・貸主 (320)	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
乙・借主	住 所	[REDACTED]	
	フリガナ	チカ カリ	
	氏 名	伊 川 浩	
	TEL	04 2936 8834	携帯 090 3310 9234
仲介人	勤務先名	埼玉県議会	
	勤務先TEL	048 822 5714	
	氏 名	株式会社 ヤマト地所 代表取締役 国田 弘美	
	住 所	埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1 プラザ新狭山1階B型101	
保証会社	TEL	04-2952-1558	
	免許証番号	埼玉県知事(10)第11375号	
	保証会社名	株式会社オリコフォレントインシュア	
保証会社	事務所所在地	東京都港区芝浦4-9-25	

整理番号

10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年7月8日

支出額

56,220 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所家賃 8月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会 狭山支部

支払先

口座名義

中川 浩

事務所家賃 8月分として

06-7-8 振込8

★70,000

06-7-8 為替手数料

★275

フリコメ テスウリョウ

ご利用明細

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060708	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01700005		
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取引 できない場合	残高	

特4.26	税込手数料	★275*
お振り込み先 お振込人 ご依頼人 お振込先		
ナカカワ ヒロシ様		

$$(70,000 \text{ 円} + \textcircled{4}275 \text{ 円}) \times 80\% = 56,220 \text{ 円}$$

と。
ない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

☐ 住居 ☒ 事業用 ☒ 貸室 ☐ 建物 ☐ 新規 ☒ 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	敷金	受領済 210,000 円	更新手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	担保	連帯保証人		

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所		
詳細			

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

37

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年7月29日

支出額

7,398 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使途

事務所・駐車場(月極)賃料 8月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会

狭山支部

支払先(株)オリコ フォレントインシュア

事務所 月極駐車場 賃料

8月分として

口座名義

中川 浩

06-729 口座振替 3 |

*8220 | 777777

 $(8,000 \text{ 円} + \textcircled{4} 220 \text{ 円}) \times 90\%$ $= 7,398 \text{ 円}$

(本人・事務費用)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）使用契約書

所在地	埼玉県狭山市入間川1533-1		
名 称	月極有料No.179駐車場	<179>	No. XXXXXXXXXX
車 種	/	色	プレートナンバー
使用料	月 額 8,000 円		
契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日までの 1 年間		
敷 金	金 ***** (無利息の約定)		使用料の**ヶ月分
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振 込 先	
	☒ 口座振替	保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア ※保証会社の支払い方法に準ずる
	☐ 持 参 払	持 参 先	

上記に基づき貸主を甲とし借主を乙とし、下記条件を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は本契約書記載のとおりとする。但し、甲又は乙から期間満了一ヶ月前に何等の申し出がない時は、この契約は同一条件で1年間更新されるのとし以後も同様とする。（自動更新）
- 第2条 使用料の支払いは毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に翌月分を乙の指定する預金口座より口座振替にて支払うこと。また、振替にかかる支払手数料又は更新手数料等は乙の負担とする。
- 第3条 乙は駐車にあたって下記各号の事項を守らなければならない。
 ①駐車場の出入りを静かに行き、とくに早朝深夜においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 ②無用の長時間の排気ガスを拡散させないものとする。
 ③駐車場に物を置く又は廃棄しないこと及び危険物を持ち込まないこと。
 ④車を契約書の場所以外に置かないこと及び他の車の駐車位置を侵さないこと。
 ⑤隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で本契約書記載の車以外置いてはならない。尚、車種を変更する場合、事前に乙は甲に通知し、了解を得たうえで変更することができるものとする。又、賃借権の譲渡及転貸は絶対してはならない。
- 第5条 乙において下記各号の事由が生じたときは、甲は催告を要せず本契約を解約することができるものとし、その際は、乙は無償無条件にて、直ちに甲に明け渡すものとする。尚、明け渡しを乙がしなかった場合、甲の指定する者に車を搬出させることができ、搬出費保管費は乙の負担とし、その保管については、乙は一切の責を負うものとする。（本契約の終了の際も同様とする）
 ①使用料の支払を**ヶ月分たりとも滞納した場合。（保証会社への支払の場合も同様とする）
 ②近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき。
 ③駐車場の目的以外に使用した時、その他本契約に違反した時。
- 第6条 乙の車に駐車場で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災盗難等が発生しても甲及び仲介人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙の、駐車するべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の自動車が無断もしくは駐車違反したため、乙の使用が妨げられた場合においても同様とする。
- 第7条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲は乙に対し、契約期間中であっても乙の駐車位置を変更できるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第9条 駐車場の改良等又は近隣使用料との比較により使用料が不相当になったときは、契約期間中といえども、甲は乙に対して1ヶ月前の通知をもって使用料を改定することができる。なお、契約期間中に消費税率に変動があった場合、変動分は乙の負担とする。

- 第10条 契約期間中といえども、甲乙双方1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとし、その際は甲・乙双方相手方に何等異議を申し立てないものとする。尚、乙からの解約の場合、解約申し入れから期間満了日又は解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、解約申し入れ日以降1ヶ月分の使用料を支払うこととする。
- 第11条 本契約満了時或いは契約期間中における本契約解約の後においても、なおかつ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対し損害賠償として従前の使用料の2倍に相当する金額を支払わなければならない。
- 第12条 乙において本契約記載の住所、電話番号、勤務先等が変更になった場合は、直ちに甲の代理人（仲介人）に通知しなければならない。
- 第13条 甲及び乙は、自らが暴力団関係団体等の反社会的勢力でないこと並びにそれらとの直接の取引及び反社会的行為の協同を含む密接な交際が無いことを誓約する。甲または乙がかかる誓約に違反した場合には、相手方当事者は違反当事者に対して何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。この場合、本契約を解約した当事者は、当該解約に関して相手方当事者に対して何ら損害賠償責任を負わない。
- 第14条 （協議）甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第15条 （特約条項）
- ・乙からの申し出による駐車位置の変更はできないものとする。
 - ・乙が保管場所使用承諾書を必要とするときは、仲介人が保管場所使用承諾証明書を代理発行するものとし（貸主が（株）ヤマト地所の場合は、貸主自身）、乙は手数料として金1,000円（税込）を支払うものとする。但し、使用料の支払状況等甲の判断によりこれを拒否することができるものとする。
 - ・乙は次回更新時（ ）を仲介人に支払うこととする。
 - ・乙は家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - ・乙は本契約時、礼金として 金 8,000 円也 を支払うものとする。
- ・乙は本契約締結時、仲介手数料として 金 8,800円也（消費税込）を仲介人に支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書式通作成し各々を保有する。

2024 年 1 月 29 日

甲・貸主 (320)	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
乙・借主	住 所	[REDACTED]	
	フリガナ	ナカ カツ	
	氏 名	中 浩	
	TEL	04 2936 8834	携帯 090 3310 9234
仲介人	勤務先名	埼玉県議会	
	氏 名	株式会社 ヤマト地所 代表取締役 国田 弘美	
	住 所	埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1 プラザ新狭山1階B型101	
	TEL	04-2952-1558	
保証会社	免許証番号	埼玉県知事(10)第11375号	
	保証会社名	株式会社オリコフォレントインシュア	
	事務所所在地	東京都港区芝浦4-9-25	

整理番号

7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年8月9日

支出額

56,220 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所家賃 9月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会

狭山支部

支払先

口座名義 中川 浩

06-8-9 振込8

★70,000

06-8-9 為替手数料

★275 | フリコメ テスウリヨウ

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060809	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01760005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取引 できない場合	残高	
		* * *
特約	振込手数料	おつり
15.32	¥275*	

お振込先・お受取人
ご依頼人
ナカカワ ヒロシ様

事務所家賃 9月分として

(70,000円 + ④275円) × 80%

= 56,220円

。ない場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	敷金	受領済 210,000 円	更新手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	担保	連帯保証人		

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所		
詳細			

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡しまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡しまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

37

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年8月27日

支出額

7,398 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所、駐車場(月極)賃料 9月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会

狭山支部

口座名義

中川 浩

06-827 口座振替 3

★8,220 円

支払先 (株)オリコフォレストインシュア

事務所 月極駐車場 賃料

9月分として

(本人・事務員用)

$$(8000円 + ④220円) \times 90\% \\ = 7,398円$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）使用契約書

所在地	埼玉県狭山市入間川1533-1		
名 称	月極有料No.179駐車場	<179>	No. XXXXXXXXXX
車 種	/	色	プレート ナンバー
使用料	月 額 8,000 円		
契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日までの 1 年間		
敷 金	金 ***** (無利息の約定)		使用料の**ヶ月分
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振 込 先	
	☒ 口座振替	保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア ※保証会社の支払い方法に準ずる
	☐ 持 参 払	持 参 先	

上記に基づき貸主を甲とし借主を乙とし、下記条件を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は本契約書記載のとおりとする。但し、甲又は乙から期間満了一ヶ月前に何等の申し出がない時は、この契約は同一条件で1年間更新されるものとし以後も同様とする。（自動更新）
- 第2条 使用料の支払いは毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に翌月分を乙の指定する預金口座より口座振替にて支払うこと。また、振替にかかる支払手数料又は更新手数料等は乙の負担とする。
- 第3条 乙は駐車にあたって下記各号の事項を守らなければならない。
 ①駐車場の出入りを静かにいき、とくに早朝深夜においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 ②無用の長時間の排気ガスを拡散させないものとする。
 ③駐車場に物を置く又は廃棄しないこと及び危険物を持ち込まないこと。
 ④車を契約書の場所以外に置かないこと及び他の車の駐車位置を侵さないこと。
 ⑤隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で本契約書記載の車以外置いてはならない。尚、車種を変更する場合、事前に乙は甲に通知し、了解を得たうえで変更することができるものとする。又、賃借権の譲渡及転貸は絶対してはならない。
- 第5条 乙において下記各号の事由が生じたときは、甲は催告を要せず本契約を解約することができるものとし、その際は、乙は無償無条件にて、直ちに甲に明け渡すものとする。尚、明け渡しを乙がしなかった場合、甲の指定する者に車を搬出させることができ、搬出費保管費は乙の負担とし、その保管については、乙は一切の責を負うものとする。（本契約の終了の際も同様とする）
 ①使用料の支払を**ヶ月分たりとも滞納した場合。（保証会社への支払の場合も同様とする）
 ②近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき。
 ③駐車場の目的以外に使用した時、その他本契約に違反した時。
- 第6条 乙の車に駐車場で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災盗難等が発生しても甲及び仲介人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙の、駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の自動車が無断もしくは駐車違反したため、乙の使用が妨げられた場合においても同様とする。
- 第7条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲は乙に対し、契約期間中であっても乙の駐車位置を変更できるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第9条 駐車場の改良等又は近隣使用料との比較により使用料が不相当になったときは、契約期間中といえども、甲は乙に対して1ヶ月前の通知をもって使用料を改定することができる。なお、契約期間中に消費税率に変動があった場合、変動分は乙の負担とする。

- 第10条 契約期間中といえども、甲乙双方1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとし、その際は甲・乙双方相手方に何等異議を申し立てないものとする。尚、乙からの解約の場合、解約申し入れから期間満了日又は解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、解約申し入れ日以降1ヶ月分の使用料を支払うこととする。
- 第11条 本契約満了時或いは契約期間中における本契約解約の後においても、なおかつ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対し損害賠償として従前の使用料の2倍に相当する金額を支払わなければならない。
- 第12条 乙において本契約記載の住所、電話番号、勤務先等が変更になった場合は、直ちに甲の代理人（仲介人）に通知しなければならない。
- 第13条 甲及び乙は、自らが暴力団関係団体等の反社会的勢力でないこと並びにそれらとの直接の取引及び反社会的行為の協同を含む密接な交際が無いことを誓約する。甲または乙がかかる誓約に違反した場合には、相手方当事者は違反当事者に対して何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。この場合、本契約を解約した当事者は、当該解約に関して相手方当事者に対して何ら損害賠償責任を負わない。
- 第14条 （協議）甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第15条 （特約条項）
- 乙からの申し出による駐車位置の変更はできないものとする。
 - 乙が保管場所使用承諾書を必要とするときは、仲介人が保管場所使用承諾証明書を代理発行するものとし（貸主が（株）ヤマト地所の場合は、貸主自身）、乙は手数料として金1,000円（税込）を支払うものとする。但し、使用料の支払状況等甲の判断によりこれを拒否することができるものとする。
 - 乙は次回更新時（ ）を仲介人に支払うこととする。
 - 乙は家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 乙は本契約時、礼金として 金 8,000 円也 を支払うものとする。
- 乙は本契約締結時、仲介手数料として 金 8,800円也（消費税込）を仲介人に支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書式通作成し各々を保有する。

2024 年 1 月 29 日

甲・貸主 (320)	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
乙・借主	住 所	[REDACTED]	
	フリガナ	ナカ カツ子	
	氏 名	中 川 浩	
	TEL	04 2936 8834	携帯 090 3310 9234
仲介人	勤務先名	埼玉県議会	
	勤務先TEL	048 822 5714	
	氏 名	株式会社 ヤマト地所 代表取締役 国田 弘美	
	住 所	埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1 プラザ新狭山1階B型101	
保証会社	TEL	04-2952-1558	
	免許証番号	埼玉県知事(10)第11375号	
	保証会社名	株式会社オリコフォレントインシュア	
保証会社	事務所所在地	東京都港区芝浦4-9-25	

整理番号

31

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年9月26日

支出額

35,138 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所家賃 10月分

※使途基準の「主な例」を参考に記載

領収書等貼付欄

無所属改革の会

狭山支部

支払先

口座名義

中川 浩

06-926 振込8

*70,000

06-926 為替手数料

*275 フリコメ テスウリヨウ

事務所家賃 10月分として

(70,000円 + ⑦275円)

× 50% = 35,138 円

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
060926	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02120005		口座番号

		お取引金額
		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	
		* * *
特約	税込手数料	おつり
13.53	¥275*	

お振込先・お受取人ご依頼人

ナカガワ ヒロシ様

こと。

りない場合は、別紙を使用すること。

)を付すこと。)

「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤
合は、余白に補記すること。

こと。

《事業用建物賃貸借契約書》

☐ 住居 ☒ 事業用 ☒ 貸室 ☐ 建物 ☐ 新規 ☒ 更新

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1, 2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)	更新手数料	新賃料の	1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】									
	1: 調査研究費		2: グループ活動費							
	【広聴・広報活動費】									
	3: 広聴費		4: 要請・陳情等活動費			5: 広報費				
	【経常的経費】									
	6: 人件費		⑦: 事務所費		8: 事務費		9: 資料購入・作成費		10: 交通費	

支出年月日	令和6年9月27日	支出額	7,398 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	------------------------------

使 途	事務所・駐車場(月極)賃料 10月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	---

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先 (株)オコフオレントインシュア 事務所 月極駐車場 賃料 10月分として (本人・事務員 駐車場)
---------	--------------	--

口座名義
中川 浩

06-927 口座振替3 | *8220 千円ヨウ

$$(8,000円 + ④ 220円) \times 90\% = 7,398円$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場（自動車保管場所）使用契約書

所在地	埼玉県狭山市入間川1533-1		
名 称	月極有料No.179駐車場	<179>	No. XXXXXXXXXX
車 種	/	色	プレート ナンバー
使用料	月 額 8,000 円		
契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日までの 1 年間		
敷 金	金 *****	(無利息の約定) 使用料の**ヶ月分	
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振 込 先	
	☒ 口座振替	保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア ※保証会社の支払い方法に準ずる
	☐ 持 参 払	持 参 先	

上記に基づき貸主を甲とし借主を乙とし、下記条件を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は本契約書記載のとおりとする。但し、甲又は乙から期間満了一ヶ月前に何等の申し出がない時は、この契約は同一条件で1年間更新されるのとし以後も同様とする。（自動更新）
- 第2条 使用料の支払いは毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に翌月分を乙の指定する預金口座より口座振替にて支払うこと。また、振替にかかる支払手数料又は更新手数料等は乙の負担とする。
- 第3条 乙は駐車にあたって下記各号の事項を守らなければならない。
 ①駐車場の出入りを静かにし、とくに早朝深夜においては騒音を発生させないように注意するものとする。
 ②無用の長時間の排気ガスを拡散させないものとする。
 ③駐車場に物を置く又は廃棄しないこと及び危険物を持ち込まないこと。
 ④車を契約書の場所以外に置かないこと及び他の車の駐車位置を侵さないこと。
 ⑤隣地に対して排気筒を向けないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で本契約書記載の車以外置いてはならない。尚、車種を変更する場合、事前に乙は甲に通知し、了解を得たうえで変更することができるものとする。又、賃借権の譲渡及転貸は絶対してはならない。
- 第5条 乙において下記各号の事由が生じたときは、甲は催告を要せず本契約を解約することができるものとし、その際は、乙は無償無条件にて、直ちに甲に明け渡すものとする。尚、明け渡しを乙がしなかった場合、甲の指定する者に車を搬出させることができ、搬出費保管費は乙の負担とし、その保管については、乙は一切の責を負うものとする。（本契約の終了の際も同様とする）
 ①使用料の支払を**ヶ月分たりとも滞納した場合。（保証会社への支払の場合も同様とする）
 ②近隣もしくは他の者に迷惑となるような行為のあったとき。
 ③駐車場の目的以外に使用した時、その他本契約に違反した時。
- 第6条 乙の車に駐車場内で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災盗難等が発生しても甲及び仲介人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙の、駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の自動車が無断もしくは駐車違反したため、乙の使用が妨げられた場合においても同様とする。
- 第7条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 甲は乙に対し、契約期間中であっても乙の駐車位置を変更できるものとし、乙はこれを拒否することはできない。
- 第9条 駐車場の改良等又は近隣使用料との比較により使用料が不相当になったときは、契約期間中といえども、甲は乙に対して1ヶ月前の通知をもって使用料を改定することができる。なお、契約期間中に消費税率に変動があった場合、変動分は乙の負担とする。

- 第10条 契約期間中といえども、甲乙双方1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとし、その際は甲・乙双方相手方に何等異議を申し立てないものとする。尚、乙からの解約の場合、解約申し入れから期間満了日又は解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、解約申し入れ日以降1ヶ月分の使用料を支払うこととする。
- 第11条 本契約満了時或いは契約期間中における本契約解約の後においても、なおかつ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対し損害賠償として従前の使用料の2倍に相当する金額を支払わなければならない。
- 第12条 乙において本契約記載の住所、電話番号、勤務先等が変更になった場合は、直ちに甲の代理人（仲介人）に通知しなければならない。
- 第13条 甲及び乙は、自らが暴力団関係団体等の反社会的勢力でないこと並びにそれらとの直接の取引及び反社会的行為の協同を含む密接な交際が無いことを誓約する。甲または乙がかかる誓約に違反した場合には、相手方当事者は違反当事者に対して何ら催告することなく直ちに本契約を解約することができる。この場合、本契約を解約した当事者は、当該解約に関して相手方当事者に対して何ら損害賠償責任を負わない。
- 第14条 （協議）甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第15条 （特約条項）
- 乙からの申し出による駐車位置の変更はできないものとする。
 - 乙が保管場所使用承諾書を必要とするときは、仲介人が保管場所使用承諾証明書を代理発行するものとし（貸主が（株）ヤマト地所の場合は、貸主自身）、乙は手数料として金1,000円（税込）を支払うものとする。但し、使用料の支払状況等甲の判断によりこれを拒否することができるものとする。
 - 乙は次回更新時（ ）を仲介人に支払うこととする。
 - 乙は家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 乙は本契約時、礼金として 金 8,000 円也 を支払うものとする。
- 乙は本契約締結時、仲介手数料として 金 8,800円也（消費税込）を仲介人に支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書式通作成し各々を通を保有する。

2024 年 1 月 29 日

甲・貸主 (320)	住 所	[REDACTED]	
	氏 名	[REDACTED]	
乙・借主	住 所	[REDACTED]	
	フリガナ	チカ カツ	
	氏 名	伊 川 浩	
	TEL	04 2936 8834	携帯 090 3310 9234
仲介人	勤務先名	埼玉県議会	
	勤務先TEL	048 822 5714	
	氏 名	株式会社 ヤマト地所 代表取締役 国田 弘美	
	住 所	埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1 プラザ新狭山1階B型101	
保証会社	TEL	04-2952-1558	
	免許証番号	埼玉県知事(10)第11375号	
	保証会社名	株式会社オリコフォレントインシュア	
保証会社	事務所所在地	東京都港区芝浦4-9-25	